

京都市告示第392号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

令和4年10月5日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
鞍馬寺仁王門	京都市左京区鞍馬本町1074番地の一部
岡墨光堂	京都市中京区富小路通三条上る福長町113番・ 115番・117番合地、117番1、118番
吉田山荘	京都市左京区吉田下大路町59番地1 京都市左京区岡崎真如堂前町6番地2

(都市計画局都市景観部景観政策課)